

弥生給与 15

弥生認定インストラクター試験 演習問題

《問題1》 次の指定に基づき、データファイルを作成しましょう（特に指定のない項目は初期値のままが良い）

導入時設定

1	事業所名称	弥生パソコンスクール
2	導入月度	平成 27 年 1 月 元号使用
3	締め日支払日	毎月 20 日締 翌 5 日払い 給与名に使用する月 支給日の前月
4	所定就労日数・時間数	勤務時間 9:00～17:00 [内 1 時間休憩] 実働 7 時間 1 ヶ月平均 20 日 60 進法使用
5	支給形態	「月給制」「日給月給制」「時間給制」
6	社会保険加入状況	健康保険 協会管掌 負担率（給与・賞与共）従業員 49.85/1000 事業主 49.85/1000 厚生年金 厚生年金保険のみ加入 雇用保険 一般事業所
7	支払方法	主に振込 大阪東西銀行／京橋支店 普) 11223344 仕訳作成時の勘定科目：普通預金
8	通勤費支払方法	1 ヶ月単位 金銭で支給
9	有給休暇管理	行う（有給休暇管理は時間単位を含めて行わない）
10	端数調整	行わない
11	使用する明細項目	別紙の明細書を見て判断
12	使用する明細書	初期表示のまま
13	所得税計算方法	月額表を使用

明細項目

- 「職務給」を「職能給」に変更。（月給と日給月給のみ支給 毎月固定の金額）
- 家族手当は扶養者の数によって算出する。（月給と日給月給のみ支給 毎月固定の金額）
扶養者 0 ￥0 扶養者 1 ￥5,000 扶養者 2 ￥8,000 扶養者 3 以上 ￥10,000
- 「住宅手当」（月給と日給月給のみ支給 毎月固定の金額）
- 「資格手当」は単価テーブルを作成し、参照する。（すべての支給形態に適用 毎月固定の金額）

	インストラクターなし	インスト 1 科目	インスト 2 科目	インスト 3 科目
簿記なし	0	5,000	8,000	10,000
簿記 3 級	3,000	8,000	11,000	13,000
簿記 2 級以上	5,000	10,000	13,000	15,000

- 「食事手当」は計算式による 「食事回数」×350 円 （すべての支給形態に適用）
- 「皆勤手当」「精勤手当」は条件を設定する。（日給月給のみ支給 毎月固定の金額）
「皆勤手当」 欠勤日数、遅刻早退回数、遅刻早退時間数が 0 の場合のみ支給 一律 ￥10,000
「精勤手当」 欠勤が 1 日以内、遅刻早退が 2 回以内 一律 ￥5,000
※精勤手当は皆勤手当が支給されていない場合に限る